

# 適切な森林管理と

## 林業の成長産業化のために

～森林経営管理制度と林地台帳制度はじまる～



4月1日から「森林経営管理法」が施行され、新たな森林管理システム「森林経営管理制度」がスタートしました。

併せて、市町村が統一的な基準に基づき、森林の所有者情報をまとめた「林地台帳」と、森林の土地に関する地図の公表が行われます。

### なぜ、新制度が必要なのか

国内の森林は、戦後や高度経済成長期に植栽されたスギやヒノキなどの人工林が大きく育ち、木材として利用可能な時期を迎えています。

一方で、森林の所有は小規模・分散的で、長期的な林業の低迷や森林所有者の世代交代などにより、森林所有者の森林への関心が薄れてきています。そのため、所有者不明な森林や林地の境界が不明確な森林が増加し、森林の管理が適切に行われない、伐採した後に植林がされないという事態が発生しています。

このような中、適切な経営管理が行われていない森林を、意欲と能力



のある林業経営者や市町村に委ね、森林の経営管理を確保し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図るため、森林経営管理法が制定されました。

また、市町村が統一的な基準に基づき、森林の土地の所有者などの情報を取りまとめた「林地台帳」を整備し、公表することにより、森林施業の担い手による業務の集約化と森林整備の推進が期待されます。

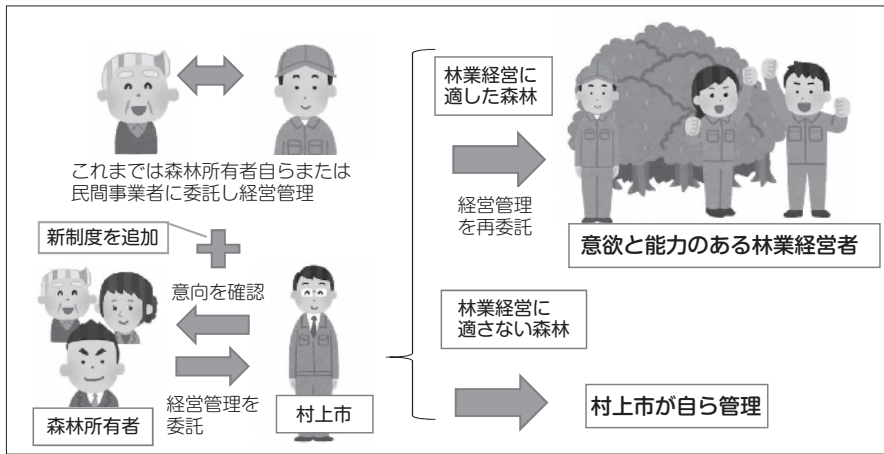
### 「森林経営管理制度」とは

①森林所有者に適切な経営管理を行わなければならない責任があることを明らかにします。

②森林の経営管理ができない場合には、所有者の委託を受けて伐採などを行うための権利(経営管理権)を市に設定します。

③市は林業経営に適した森林を、意欲と能力のある林業経営者に再委託し、伐採などを行うための権利

図1：森林経営管理制度



**意向調査の実施**

市では、経営や管理が行われていない森林で、市に経営や管理を集積する必要がある森林を対象に、経営や管理に関する意向調査を行い、森

(経営管理実施権)を設定します。  
④林業経営に適さない森林や、林業経営者に委託するまでの間の森林は、市が経営管理を行います。(図1)

**「林地台帳制度」とは**

林の適切な管理方法を把握することとしていきます。今後、この意向調査の住民説明会を予定しています。詳細は、5月1日発行の市報むらかみ(お知らせ版)でお知らせします。

地域森林計画の対象民有林について、森林の所有者や土地の境界に関する情報を記載した「林地台帳」と、森林の土地に関する地図を作成・公表する仕組みです。

**林地台帳および地図の記載事項**

① 林地台帳(図2)

- ・森林の土地の所有者の氏名または名称および住所(登記上の所有者と現所有者)
- ・森林の土地の所在、地番、地目、面積
- ・森林の土地の境界に関する測量の実施状況
- ・小流域(林小班施業番号)
- ・森林経営計画の認定状況
- ・公益的機能別施業森林等における施業の方法

- ② 森林の土地に関する地図(図3)
- ・森林計画図に地番を記載したもの

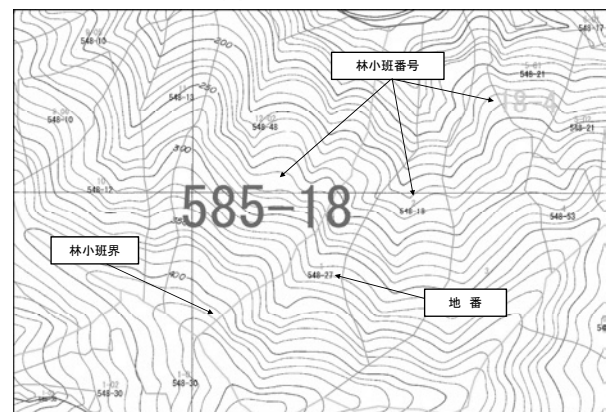
**林地台帳の公表・情報提供**

市内の地域森林計画対象民有林について、林地台帳および地図の公表や情報提供が受けられます。

図2：林地台帳

林地台帳											
所在等	所在・地番			面積	ha						
	地目			共有							
登記簿上の所有者	氏名・名称			共有							
	住所										
現に所有するもの所有者とみなされる者	氏名・名称			共有							
	住所										
森林の土地の境界に関する測量等の実施状況	届出(記載)年月日			記載事由							
	地籍調査	地籍調査の実施状況	地籍調査実施年月日								
	測量の確定に資する測量	測量の実施状況	測量の実施年月日								
	測量の確定に資する測量	測量の実施状況	測量の実施年月日								
林小班		森林経営計画			公益的機能別施業森林等						
林班	小班	施業本番	施業検査	認定の有無	認定者の種類	認定年月日	区分1	区分2	区分3	区分4	施業方法等

図3：森林の土地に関する地図



個人情報以外の林地台帳情報と地図は、申請すれば誰でも閲覧できますが、林地台帳の全項目の情報提供は、土地の所有者や県内で森林経営計画の認定を受けている人などに限られます。申請方法など詳しくはお問い合わせください。

**林地台帳・地図Q&A**

**Q. 申請の受け付けは**

A. 本庁農林水産課、山北支所産業建設課、朝日支所産業建設課で受け付けています。

**Q. 費用は**

A. 閲覧は無料です。写しは作成に要する費用がかかります。

**Q. 森林簿と林地台帳の違いは**

A. 森林簿は、主に森林の現況の情

報が記載されているのに対し、林地台帳は、森林の現況の情報ではなく、森林の所有者(登記簿上の所有者を含む)や境界の情報に特化して記載されています。

**Q. 証明書類に使えますか**

A. 使えません。林地台帳および地図は、森林の土地の所有権や境界を確定するものではありません。

**● 問い合わせ**

農林水産課 林業水産振興室  
☎ 53・2111 (内線) 3522